

高校生等奨学給付金の申請に必要な書類等について（オンライン申請される方は提出不要です）

|                    | 全日制・定時制・通信制        |       | 専攻科                    |        | 備考   |
|--------------------|--------------------|-------|------------------------|--------|--|
|                    | 生活保護（生業扶助）<br>受給世帯 | 非課税世帯 | 所得割額合計<br>105,500円未満世帯 | 多子世帯※1 |  |
| 個人番号カード・個人番号通知カード等 | ○（生）※2             | ○     | ○                      | ○      | ほか個人番号記載住民票  |
| 課税証明書等             | -                  | △     | △                      | △      | 令和7年度の証明書に限ります。<br>特別徴収税額の変更・決定通知書、納税通知書でも代用可能です。<br>生活扶助受給世帯の場合は、生活保護受給証明書でも代用可能です。 |
| 生業扶助受給証明書（様式2）     | △※3                | -     | -                      | -      | 令和7年7月1日以降に発行されたものに限ります。<br>生活保護受給証明書でも代用可能です。                                       |
| 家計急変事由確認書類         | -                  | ■※4   | ■                      | ■      | 案内書類等を参照し、家計急変事由が確認できる書類を用意してください。   |
| 家計急変収入書類           | -                  | ■     | ■                      | ■      | 収入見込証明書、収入申告書等<br>年収見込額を算定し、支給の可否を審査します。   |

※1 多子世帯とは、道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が264,500円未満であり、生計維持者が扶養する子が3人以上の世帯を言います。

※2 （生）…生徒本人分 （保）…保護者等分 （生・保）…生徒本人と保護者等分

※3 「△」は、個人番号を利用して申請をする場合、省略が可能です。

※4 「■」は、家計急変の申請を希望される場合に追加が必要です。